

令和8年度第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）岡崎市実施計画

この計画は、愛知県が令和3年度に策定した第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ管理）（以下「特定計画」という。）の実施計画として策定するものである。

1 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ (*Sus scrofa*)

2 計画の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 管理すべき区域

特定計画に基づき管理すべき対象区域は、岡崎市内全域とする。

4 現状

（1）生息環境と土地の利用状況

イノシシの生息地の大部分は森林であるため、市内の森林内訳を表1に示す。

市内においては広葉樹林の割合が約3割と高くなっており、イノシシの好む環境にあると考えられる。また、里山や中山間地域の農地は、谷間を開墾した谷津田や山腹の緩斜面を利用した農地が多く、イノシシの被害を受けやすい形態をしている。他にも、里山は中山間地域に比べて竹林も多く、タケノコはイノシシの春の主要な食物となる。

さらに近年、全国的にこのような地域における耕作放棄地の増加が報告されている。耕作放棄地の増加はイノシシによる農林作物被害の増加、さらにはイノシシの生息数増加及び生息地の範囲拡大を助長するものと考えられる。

一方、西三河平坦部は農業の盛んな地域であるが、里山に隣接した農地では被害が発生している箇所もあり、今後も更なる被害の拡大が懸念される。

表1 岡崎市における樹種別・林種別面積（単位：ha）

人工林				天然林		竹林	無立木地	国有林
針葉樹			広葉樹					
スギ	ヒノキ	マツ類	その他	針葉樹	広葉樹			
2,317	8,356	2,602	12	2,411	6,495	215	220	362

(2) 生息状況

特定計画によると、愛知県内の令和2年度のイノシシの分布域は、図1のとおり。岡崎市では、図2に示すとおり、市中央部が特に多く、旧額田町のほとんどの区域に加え旧岡崎市にまで及んでいる。今後さらに生息地の範囲が拡大した場合、山間地に隣接する平地にまで被害が広がる可能性がある。

また、愛知県内の令和6年度末における生息数は14,188頭（中央値）である。ただし、この数値は平成30年度以降の豚熱による死亡の影響を反映できていないため、注意が必要である。なお、豚熱の影響を受ける前の平成29年度の生息密度分布図によると、市内南部、西部に生息地の範囲が拡大している。

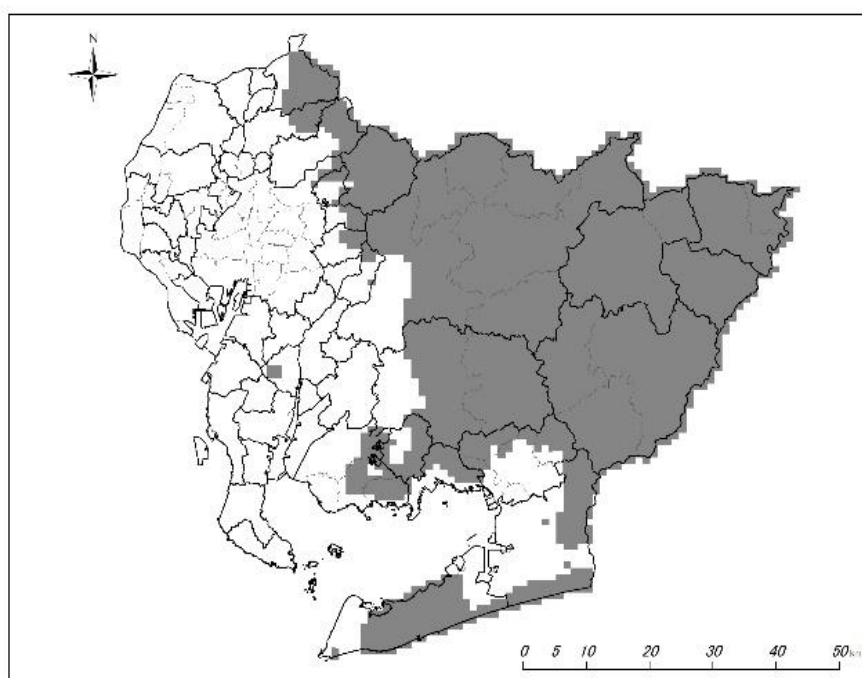


図1 愛知県における分布域（R2年度）

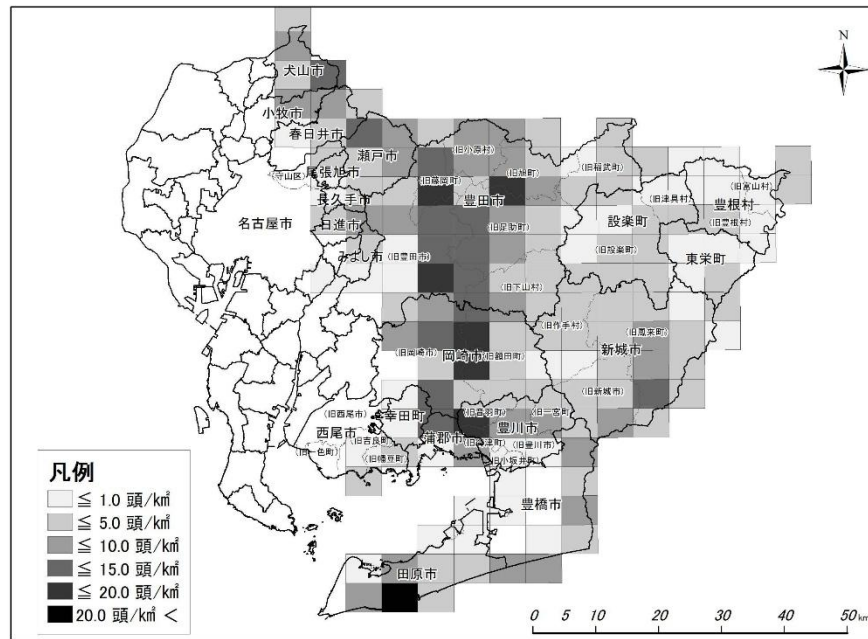
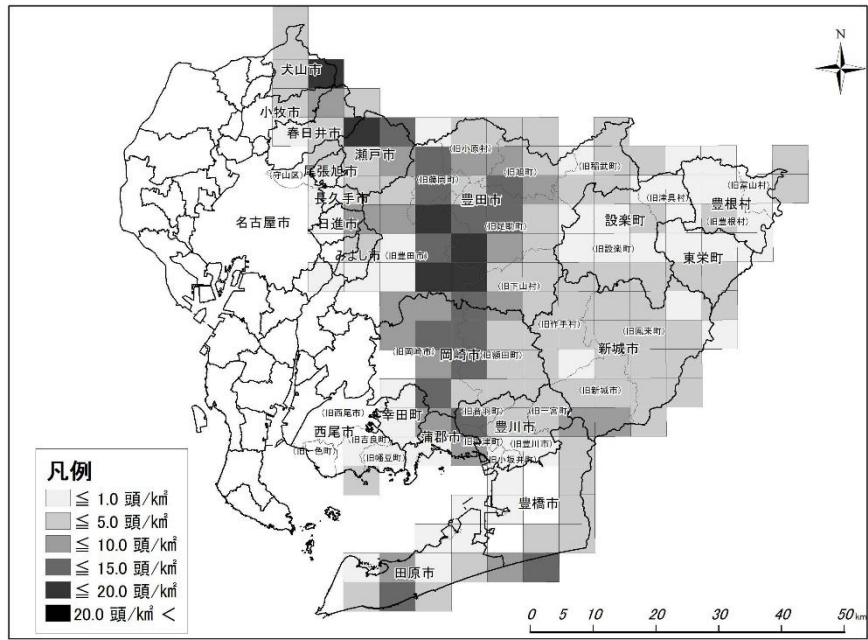


図2 愛知県におけるメッシュ別生息密度(上：R1年度、下：R6年度)

(3) 被害の状況

岡崎市における令和4年度から令和6年度までの旧市町村別の推定被害状況を表2に示す。

表2 岡崎市における被害の状況

	R 4 年度			R 5 年度			R 6 年度		
	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)	被害面積 (ha)	被害量 (t)	被害金額 (千円)
旧岡崎市	5.2	40.0	7,057	6.8	37.6	7,780	3.5	22.6	4,191
旧額田町	1.5	11.0	1,934	0.5	16.1	3,280	1.7	22.0	4,105
計	6.7	51.0	8,991	7.3	53.7	11,060	5.2	44.6	8,296

その他ゴルフ場等における掘り返し被害、市街地への出沒による目撃情報も確認できる。

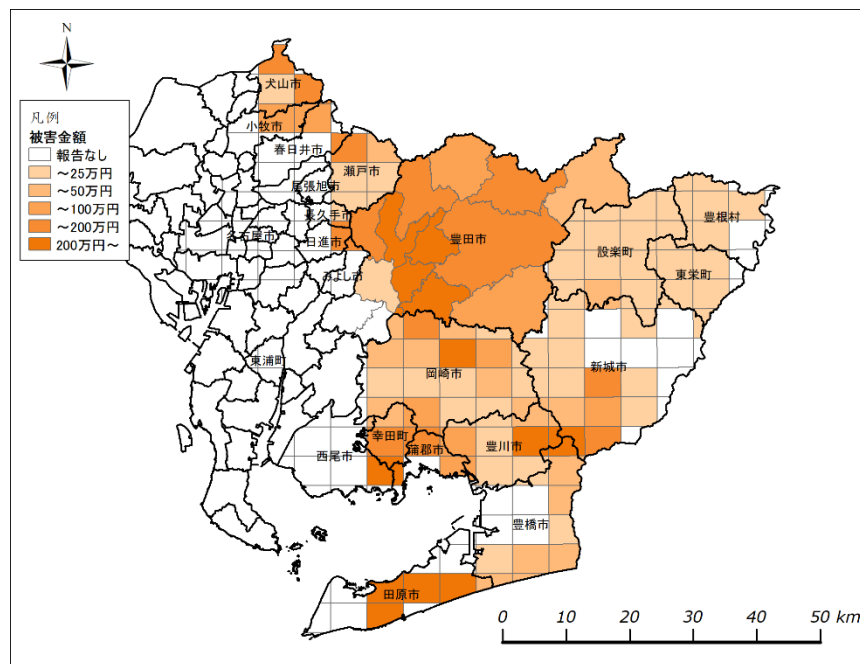


図3 愛知県における農業被害額 (R6 年度)

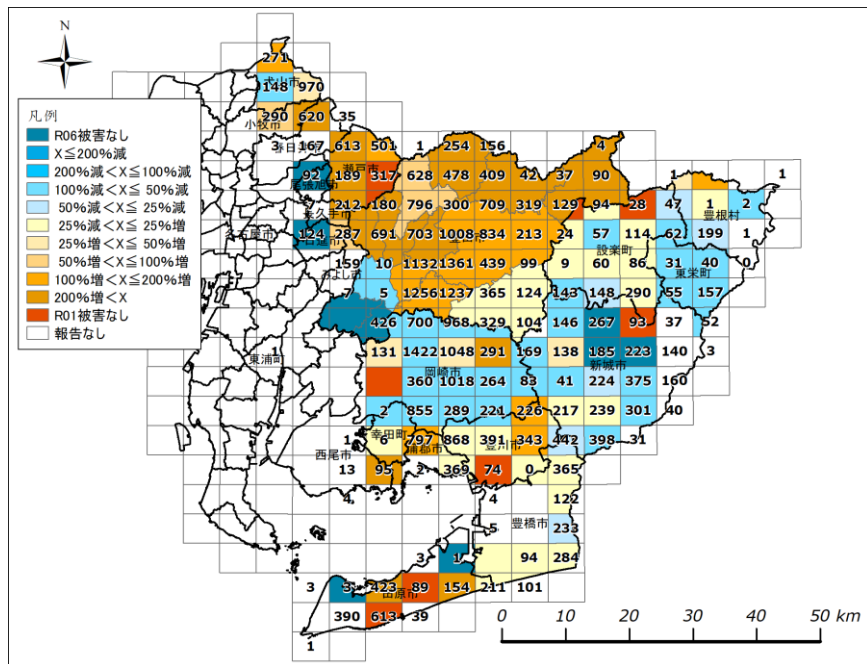


図4 愛知県における農業被害額の変化 (R1→R6 年度)

(4) 対策の実施状況と評価

ア 捕獲に係る対策

愛知県内における令和6年度の捕獲分布図は以下のとおり。

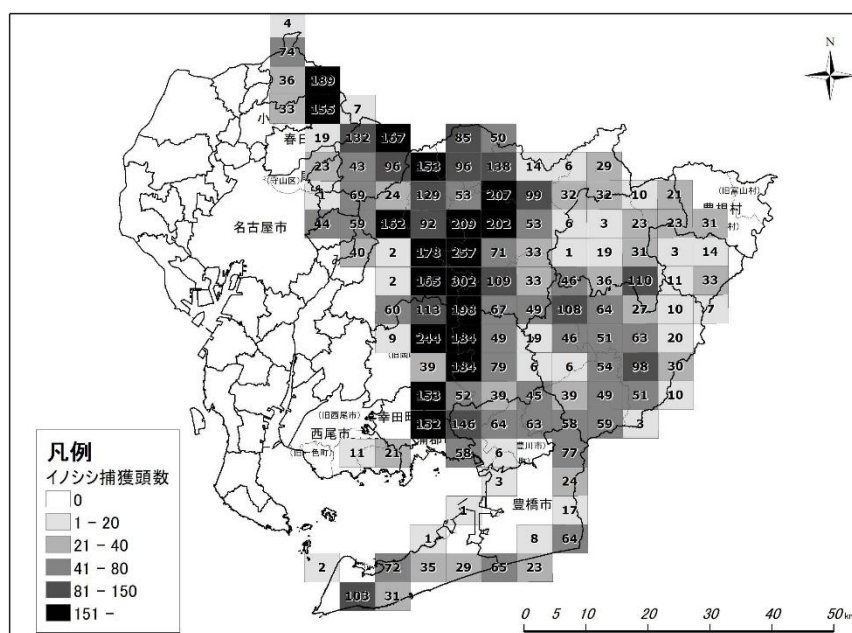


図5 愛知県における捕獲分布図 (R6 年度)

岡崎市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況は表3のとおりであり、鳥獣捕獲許可申請は増加傾向にある。市街地での目撃情報も多く今後捕獲数は増加していく可能性がある。

鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を4月から翌年2月末日まで実施している。

表3 岡崎市における許可捕獲（個体数調整）の実施状況

			R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
旧岡崎市	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	28	13	13	25	30
		罾	780	922	723	754	800
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	752	709	464	469	500
		幼	56	226	272	310	330
旧額田町	捕獲頭数 (捕獲手法別)	銃	9	8	6	6	10
		罾	270	335	211	385	400
	捕獲頭数 (成獣・幼獣別)	成	244	265	129	239	260
		幼	35	78	88	152	150

イ 被害防除に係る対策

鳥獣による被害対策は、生息環境整備、被害防除対策及び捕獲等の総合的な取組を地域レベルで適切に進めることが効果的である。

このため、市内の各地域の保護管理の具体的な目標を可能な限り集落レベルまで周知すること等により、地域の共通意識を醸成しながら、施策を実施することとする。

岡崎市では、捕獲に加え、被害防除対策としてイノシシ用侵入防止柵、電気柵等の防除柵の設置、環境管理として草刈りが各々の地域の状況に応じて実施されている。なお、防除対策には鳥獣被害防止対策交付金（国交付金）や鳥獣被害対策事業費補助金（市補助金）を利用して実施している。

表4 岡崎市における防除対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
旧岡崎市(m)	防護ネット	0	0	0	(下に含む)	(下に含む)
	防護柵 (イノシシ柵)	2277	954	1686	(同上)	(同上)
	防護柵 (イノシシ・シカ柵※)	(上に含む)	(上に含む)	(上に含む)	9,616	2,058
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	(同上)	(同上)	(同上)	(上に含む)	(上に含む)
	電気柵	520	340	500	(上に含む)	(上に含む)
	その他 (内容)	—	—	—	—	—
旧額田町(m)	防護ネット	0	0	0	(下に含む)	(下に含む)
	防護柵 (イノシシ柵)	177	476	0	(同上)	(同上)
	防護柵 (イノシシ・シカ柵※)	(上に含む)	(上に含む)	(上に含む)	1,940	1,269
	複合柵 (防護柵＋電気柵)	(同上)	(同上)	(同上)	(上に含む)	(上に含む)
	電気柵	110	360	0	(上に含む)	(上に含む)
	その他 (内容)	—	—	—	—	—

※嵩上げ含む。

ウ 生息環境管理に係る対策

生息環境管理に係る対策について以下の対策の実施により、被害の防止の推進に努める。

- (ア) 農地周辺等の草刈の実施や未収穫物、ゴミ等を適切に処分することにより、農地及び人家周辺の餌場としての魅力を下げる環境管理に努める。
- (イ) 農地等への柵の設置等の被害防除対策を実施する。
- (ウ) 加害個体を中心とした捕獲に努める。

表5 岡崎市における生息環境管理対策の実施状況

		R3	R4	R5	R6	R7 (見込)
旧岡崎市	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—
旧額田町	藪の刈り払い	実施	実施	実施	実施	実施
	未収穫農作物の回収	実施	実施	実施	実施	実施
	その他（内容）	—	—	—	—	—

5 評価

イノシシの捕獲に加え、被害防除対策として電気柵等防護柵の設置、環境管理として草刈りが各々の地域の状況に応じて実施されている。

銃による捕獲は一定の効果があり、わなによる捕獲は効果があると考えられる。

表6 岡崎市における被害動向と対策の評価

	被害動向	捕獲対策		被害防除対策					
		銃	罨	防護柵	防護柵 (イノシシ用)	防護柵 (イノシシ・ シカ用)	複合柵 (防護柵+ 電気柵)	電気柵	その他 (内容)
旧岡崎市	減少	○	◎	—	◎	—	—	○	—
旧額田町	増加	○	◎	—	◎	—	—	○	—

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未回収農作物の回収	その他（内容）
旧岡崎市	○	○	—
旧額田町	○	○	—

- ※ 被害動向は「増加」、「増加傾向」、「横ばい」、「減少傾向」、「減少」、「被害なし」で記載する。
- ※ 評価は「◎＝非常に効果がある」「○＝効果がある」「△＝あまり効果がない」「×＝効果がない」の4段階で評価する。なお、対策を実施していない場合は「—」を記載する。

6 管理の目標

(1) エリア区分

愛知県では、イノシシの分布状況等を基に、対象区域の市町村を3種類のエリアに区分している。

岡崎市は、「管理エリア」に該当する。

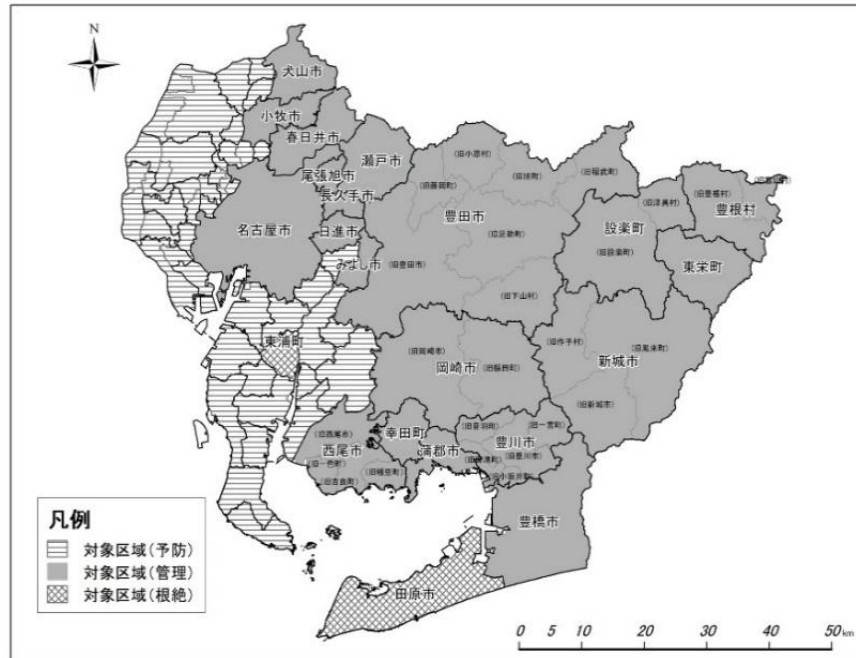


図6 対象区域及び類型区分

(2) 目標

愛知県では、特定計画において目標を以下のとおり掲げている。

目 標	指 標
生息数の減少	- (生息数に係る情報収集を進める)
分布の拡大防止及び縮減	分布する市町村数 (22)
農業被害の未然防止又は減少	農業被害額、市町村被害防止計画の達成状況
豚熱による被害の防止	-

岡崎市は、管理エリアに該当するため、農業等への被害防止を図るため高い捕獲圧をかけ、被害発生を抑制するまでの生息数の減少を目標とし、以下の施策に努める。

- (ア) 適正な個体数に調整すること及び分布域拡大の防止を目的としたイノシシの捕獲のための許可捕獲を推進する。
- (イ) 生息地となっている森林の間伐等適正な維持管理により、樹種、林相が多様で下層植生が豊かな森林づくりに努める。
- (ウ) イノシシが近づかないよう里山の利用を活性化し人の出入りを増やす。
- (エ) イノシシが近づかないよう餌となるものの除去や、下草刈により見通しを良くする等の環境対策を推進する。

(3) 目標を達成するための施策の基本的考え方

市町村実施計画は単年度の計画であるが、順応的管理の考え方を踏まえ、施策の実施状況及び効果を随時確認・評価しつつ、必要に応じて計画の変更等を行う。次年度の計画については、当年度の計画の評価を踏まえて、施策や目標の設定を行うものとする。

7 数の調整に関する事項

(1) 前提

愛知県では、実際の生息数が不明であることから、具体的な年度あたりの捕獲目安は示されていないものの、高い捕獲圧をかける必要があるとしており、岡崎市でもそのことを踏まえた目標数を設定する。

(2) 捕獲計画

表7 岡崎市における令和8年度の捕獲計画(案)

	捕獲手法別		成幼別		合計
	銃	罠	成獣	幼獣	
旧岡崎市	40	710	450	300	750
旧額田町	20	330	210	140	350

(3) 計画を達成するために実施する対策

鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施し、捕獲に対する報奨金を支払うことで捕獲意欲の向上につなげる。

捕獲の担い手を増やすために狩猟免許取得に対する支援を行うとともに、地域ぐるみで捕獲活動が実施できるよう、地域の農林業関係団体等に対して捕獲檻やくくりわなの購入支援を行う。

また、イノシシは性成熟が早く多産であるため、メスの成獣の捕獲を推進する。効率的な捕獲を進めるためには、複数の捕獲手法を組み合わせることで捕獲を強化するとともに、捕獲時期について検討する。わなの見回りやえさの管理を捕獲サポート隊が行うことで狩猟者の負担軽減と捕獲効率の向上につなげる。

なお、農業被害を低減するためには、農地周辺で加害個体を含む群れごと、幼獣だけでなく成獣も捕獲する必要がある。群れごとの捕獲には、箱わなや愛知式囲いわなの活用が有効である。

8 被害防除対策に関する事項

(1) 実施計画

現状の評価を踏まえ、次年度の実施計画について表8に示す。

表8 岡崎市における令和8年度の防除対策の実施計画（案）

	防除対策					
	防護ネット	防護柵 (イシシ用)	防護柵 (イシシ・ シ用*)	複合柵 (防護柵 +電気柵)	電気柵	その他 (内容)
旧岡崎市	0	0	7,411	0	0	-
旧額田町	0	0	442	0	0	-

(2) 計画を達成するために実施する対策

鳥獣被害防止対策交付金を活用した防護柵の整備や農林業者や農林業関係団体が実施する防除対策に対する支援を行う。

9 生息環境管理に関する事項

(1) 実施計画

現状の評価を踏まえ、次年度の実施計画について表9に示す。

表9 岡崎市における令和8年度の生息環境管理対策の実施計画（案）

	生息環境管理対策		
	藪の刈り払い	未収穫農作物の回収	その他 (内容)
旧岡崎市	実施	実施	-
旧額田町	実施	実施	-

(2) 計画を達成するために実施する対策

放任果樹の伐採や、農作物の規格外品や収穫残滓等の廃棄方法などについて、適切な方法を研修会などで周知する。

緩衝帯の整備等により鳥獣の出没を抑制する新たな手法を検討する。

10 その他の管理のために必要な事項

(1) 実施計画の実施体制

ア 実施計画の作成

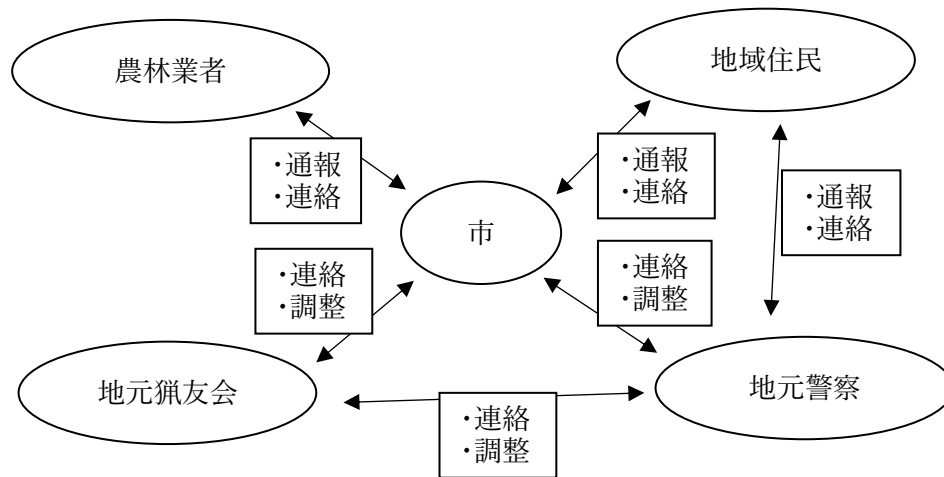
毎年度、特定計画に基づき、捕獲対策、被害防除対策、生息環境管理対策に係る内容（実績及び計画を含む）を記載した実施計画を作成する。計画の作成にあたっては、毎年度、生息・被害の状況、被害防除対策の実施状況の効果等の情報を収集・把握したうえで、これまでの施策の評価を行う。

また、毎年度、県が提供する生息数の指標となる資料等を基に、農林業被害の状況を踏まえて、高い捕獲圧をかけることを前提に捕獲目標数を設定する。

なお、実施計画の内容は、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画と整合を図るものとする。【必要に応じて追記修正する。】

イ 実施計画の運用

実施計画に基づき、捕獲対策等を推進する。実施にあたっては、捕獲従事者、地域住民等との連携を密にし、地域ぐるみで対策を実施できるようサポートする。また、捕獲状況、被害状況及び出没状況等の情報を常時把握し、捕獲時期及び捕獲場所を記載した捕獲マップを作成する等、実態の把握に努め、次年度の実施計画に反映する。



(2) 市街地出没への対応

近年、市街地での出没が多く目撃されている。住宅地等市民生活に身近な場所、通学路等での被害も懸念されるため、対応に努める。

ア 出没を防止するための対応

市街地への誘引を防止するため、山際や河川敷での藪の刈り払い等による侵入経路の遮断、餌付けの防止、生ごみ、放置果樹、放置農作物等の誘引物の除去などの対策を組み合わせる。また、地域住民に対しては、市街地出没を防止するための知識の普及啓発に努める。

イ 出没した時の対応

突発的な出没には、出没地点等の情報を収集し、必要に応じて地域住民への注意喚起を実施する。また、当該個体が本来の生息地に自発的に戻っていくように、移動経路の遮断も検討する。なお、市街地の環境や人に慣れた個体が出没する場合は、捕獲による除去を検討する。捕獲にあたっては、地元警察、市町村等により地域住民の安全を確保した上で実施する。また、出没に対して迅速に対応するため、事前に警察等の関係機関や、狩猟者団体等による体制の整備に努めるとともに、地域住民に対して市街地出没に係る情報提供を促し、事故等を防止するための知識の普及啓発に努める。

なお、出没が続く場合は、市街地周辺の生息地とみられる場所における捕獲の実施も検討する。

(3) 錯誤捕獲の防止に係る対応

箱わなやくくりわなといったわなによる捕獲の場合、捕獲対象ではない鳥獣が錯誤捕獲される可能性がある。錯誤捕獲された鳥獣に関しては、原則その場での放獣で対応する。県及び市町村は、錯誤捕獲の発生時に備え、狩猟者や捕獲従事者に対し、危機管理に関する知識・技術の普及を行う。

また、イノシシのわな捕獲の場合、放獣時に人身被害の可能性があるツキノワグマやカモシカが錯誤捕獲される可能性がある。特にこれらの獣類が生息している地域においては、錯誤捕獲が起らないよう、自動撮影カメラ等による事前調査を行い、わなを設置する場所、わなの種類、誘引餌等に配慮する必要がある。また、県及び市町村はこれらの獣類が錯誤捕獲された場合に備え、狩猟者団体、警察と連携した連絡、対応体制を整備するとともに、放獣時に麻酔を実施するための人員確保に努めるものとする。

なお、イノシシの捕獲場所でニホンジカの生息数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲されたニホンジカの放獣は適切ではないことから、ニホンジカが捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応する。

(4) 感染症への対応等及び安全対策に関する配慮

ア 豚熱等の感染症への対策

豚熱については、依然として県内を含め各地で感染事例が報告されているほか、近隣国ではアフリカ豚熱の感染事例が報告されていることから、今後も生息密度の低減を目指した捕獲を継続する必要がある。また、捕獲の際は、捕獲個体や狩猟道具、車両等の移動により、他の地域に豚熱ウイルスを拡散させることがないよう、「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」等により、消毒等の防疫措置を徹底するよう、捕獲従事者に指導を行う。

また、人獣共通感染症にも十分に注意する必要がある。捕獲作業等によるイノシシの接触で注意すべき感染症としてSFTS（重症熱性血小板減少症候群）等のダニ媒体の感染症、解体作業を行った手を介する場合や加熱が不十分な肉を食することでの経口感染として、ブタ回虫、E型肝炎などがある。

これらの感染症に対しての情報を取りまとめ、捕獲従事者に対して、感染防止のための注意喚起を実施する。

イ 安全対策に関する配慮

イノシシの捕獲は、マダニ等による人獣共通感染症や、ヤマビルによる吸血被害のほか、滑落・転倒や銃器、さらには捕獲された個体（錯誤捕獲を含む）による事故等、様々な危険が伴う作業である。特にくくりわなによる捕獲の場合は、捕獲個体の逆襲による人身被害が発生するおそれがあり、止め刺しの際は保定要補助具を使用する、複数人で作業する等、安全面に十分に配慮する必要がある。

については、捕獲従事者やその所属団体が取り組む安全対策や緊急時の連絡体制を把握するとともに、想定される事故や事故発生時の対応等についてあらかじめ捕獲従事者と共有し、安全面に十分配慮した事業実施に努める。

(5) ジビエの振興等活用策

イノシシの捕獲を進める上で、捕獲したイノシシを地域の食物資源として有効に活用していくことは、生きものの命を大切に活用するということが、さらには、貴重な未利用地域資源を活用した地域振興を図るために大変重要なことである。イノシシに関しては、県内で豚熱の感染が確認されてからは、ジビエへの活用が難しい状況ではあったが、今後は実証事業等を通して、将来的な消費拡大に繋がる取組を図っていく。

また、野生鳥獣の食肉利用においては、食中毒や感染症等の衛生上の懸念があることから、2014（平成26）年12月に定めた「愛知県野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン（2023（令和5）年10月10日一部改正）」により、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至るまで、イノシシを含めた野生鳥獣肉に起因する衛生上の危害発生の防止を図っていく。